

D セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン

- (1) 人事院規則 10-10 セクシュアル・ハラスメントの防止等
- (2) 『キャンパス・セクシュアル・ハラスメント、ガイドラインの手引き』
「第3章 ガイドラインのチェック項目と解説」（キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク編、1999）

人事院規則 10-10 セクシュアル・ハラスメントの防止等

(平成 10 年 11 月 13 日制定)

(趣旨)

第一条 この規則は、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動
- 二 セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること

(人事院の責務)

第三条 人事院は、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する施策についての企画立案を行うとともに、各省各庁の長がセクシュアル・ハラスメントの防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

(各省各庁の長の責務)

第四条 各省各庁の長は、職員がその能率を充分に發揮できるような勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(職員の責務)

第五条 職員は、次条第一項の指針の定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

2 職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員に対する指針)

第六条 人事院は、セクシュアル・ハラスメントをしないようするため職員が認識すべき事項及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について、指針を定めるものとする。

2 各省各庁の長は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

(研修等)

第七条 各省各庁の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施するよう努めなければならない。

2 各省各庁の長は、新たに職員となった者に対し、セクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった職員に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。

3 人事院は、各省各庁の長が前二項の規定により実施する研修等の調整及び指導に当たるとともに、自ら実施することが適當と認められるセクシュアル・ハラスメントの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

(苦情相談への対応)

第八条 各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、各省各庁の長は、苦情相談を受ける体制を職員に対して明示するものとする。

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、人事院が苦情相談への対応について定める指針に十分留意しなければならない。

3 職員は、相談員に対して苦情相談を行うほか、人事院に対しても苦情相談を行うことができる。この場合において、人事院は、苦情相談を行った職員等から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該職員等に対して指導、助言及び必要なあっせん等を行うものとする。

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

『キャンパス・セクシュアル・ハラスメント、ガイドラインの手引き』 (キャンパス・セクシュアル・ハラスメントネットワーク編, 1999)

第3章 ガイドラインのチェック項目と解説

campus sexual harassment

ガイドラインのチェック項目

キャンパス・セクシュアル・ハラスメントネットワーク
全国ネットワーク 1999年4月8日

campus sexual harassment

の判断を基準とする点の明記

2. [相談]

○a. 相談窓口業務の明記

- 被害者の訴えの傾聴と受容、取り得る救済方法の説明と被害者の意思決定の援助、
被害者の希望に応じたカウンセラーナなどの紹介

- b. 相談員の構成についての明記
(両性からなる研修を受けた人
外部の専門家含むなど)

○c. 被害者本位の窓口設置

- 複数の窓口の選択の可能性、第三者の相談の可能性、匿名相談の可能性の明示
○d. 相談と紛争処理の機能の分離
(相談員が紛争処理関係の委員会を兼ねることを禁止)

- e. 来談者のプライバシーと相談内容の守秘義務、相談業務の記録の適切な管理

キャンパス・セクシュアル・ハラスメントに關するためには、委員会規則等は別に定め
するガイドライン(指針)作成のための

チェック項目

<ガイドラインの目的と機能>

1. [目的と定義]

- a. セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるということの明記
○b. 定義づけとして他の者を不快にする性的な言動であることの明記(人材院)(対価型／環境型など包括的な)
○c. 権力関係の中で生じるものであるという言及
○d. ジェンダー、性役割、同性間、多様な差別などについての視点の明記
○e. セクハラの認定については被害者

- e. 被害者への適切な対応の明記
緊急避難的措置 紛争処理中の被害者への適切なファードバック
被害ケア (治療費等の費用負担を含む)
○f. 加害者への適正な処分規定(研修の義務づけを含む)

4. [予防措置]

- a. 周知徹底のための啓発活動(リーフレット、学生便覧、新入生オリエンテーション)の明記
○b. 研修の義務付け
あらゆるレベルの構成員全員への継続性を持たせた研修
*カリキュラムの中での人権教育の取り組み

- c. 「全体に聞わること」
○a. 責任の所在を明らかにすること(防止、対応、決定、説明などの過程における)

- b. 被害者のすべての過程における主体性、意思の尊重
○c. プライバシーの保護と守秘義務
○d. 手続きに関わった人すべてに対する二次被害の防止
○e. 虚偽の申し立ての禁止
○f. 見直し規定の明記

参考:

- ガイドラインの評定のための配点
○=5点、○=3点、△=2点(重要項目を十分に満たしていない場合)
合計100点

- d. 手続き上の公正さの保証
結果の公表、迅速な処理(期間限定期)、不服申立て、

campus sexual harassment campus sexual harassment campus sexual harassment
ガイドラインのチェック項目に関する解説

campus sexual harassment campus sexual harassment campus sexual harassment
ガイドライン

キャンバス・セクシュアル・ハラスメント
 全国ネットワーク 1999年4月8日

大学には、眞の男女平等を実現させ、安全で自由な環境のもとで就学就労を行うため、セクシュアル・ハラスメントを防止する責任がある。その責任を果たすためには、具体的な防止と対策にかかる取り決め、機構、手続き、並びにその責任の所在などを明確に示すガイドライン（指針）が必要である。

このチェック項目ならびに解説は、各大学のガイドラインが、セクシュアル・ハラスメント防止に対して十分に機能しうる内容のものとなるよう、策定の際の自己点検に役立つことを目的として、作成された。ここにあげられた24のチェック項目は、あくまで各大学の文書化された「ガイドライン」のみを対象に評価するためのものであり、大学によってはさらにリーフレットを作成したり、実践のためのさまざまな規定を策定して、補うことも必要であろう。なお、文書化されたガイドラインのみが、防止対策について必要な点を包括的に表すものではなく、その評価は、ガイドラインを含めたセクシュアル・ハラスメント対策の実態を総合的に把握してなされなければならない。したがって、このチェック項目を用いた評価の結果は、必ずしもその大学のセクシュアル・ハラスメント防止対策の全般的な評価を表すものではない。

いう言及

ガイドラインでは、大学でのセクシュアル・ハラスメントは教員と学生・院生の間にある構造的な権力関係のゆえに起こつくるものであること、およびセクシュアル・ハラスメントは被害学生・教職員の人権・教育権を侵害するきわめて深刻な問題になりうることをまずしっかりとおさえておく必要がある。言い換えればこれは、大學が制度上、そのような権力構造を設定しており、しかも学生の学ぶ権利、教員の教育・研究する権利、教職員の働く権利をを保障すべき立場にあるのだから、大学にはキャンバスでのセクシュアル・ハラスメントを予防し、問題が生じた場合には解決と被害の救済にあたる責任があるということの確認である。

ところが現在制定されている学則・ガイドライン等にはこの視点の欠けたものが散見される。セクシュアル・ハラスメントが現代的な風俗現象や單なる男女の「コミュニケーション・ギャップ」、「個人的トラブル」であるかのように述べているものがあるが、これは問題の矮小化であり、大学の責任回避である。とくに「名門」を任ずる大学のものでは、大学の伝統や品位を強調するあまり、「本学のような立派な大学には深刻なセクシュアル・ハラスメントはあり得ない」とでも言っているような（本学ではあるはずがない、と述べている大学もある！）現実認識の不足した文言が目立つのは残念なところである。

1. 目的と定義

- a. セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であることの明記
- b. 権力関係の中で生じるものであると

いうことで、人事院規則10-10、およびその指針を一つの基本とすることができます。それによれば、セクシュアル・ハラスメントを、「他の者を不快にさせる性的言動」と定義している。

これまでセクシュアル・ハラスメント定義として通常使われてきたのは、「意に反する性的言動」というものである。実際、ガイドラインにこの定義を用いている大学も多い。この定義は、セクシュアル・ハラスメントかどうかは被害者の主観があくまで基準であることを示す点で意味があるが、他方、例えば会意の関係がセクシュアル・ハラスメントに転化する場合、あるいは合意の関係にある当人たちには問題ないが、第三者（例えば同じゼミに所属する学生）に被害が及ぶ場合などでは、「意に反する（反していた）わけはない」という問い合わせが成り立ちらるおそれがある。このような点も勘案すれば、人事院の定義はもっともベーシックであるといつてよいと、全国ネットワークでは考えた。

さらにガイドラインでは、セクシュアル・ハラスメントが対価型（単位や指導の見返りに本人の望まない性的要求をするなど）や環境型（不快な性的言動によって学ぶ環境を悪化させるなど）、あるいはそれらが合わせたものなど、いろいろなタイプがありうること、大学構内・授業中のフォーマルな場だけでなくクラブやコンバなどインフォーマルな場所でも起こることなど、いろいろな形を取りうることを包括的に、できれば例をあげて、述べておくべきである。

b. 定義づけとして他の者を不快にする性的な言動であることの明記（人事院）

- c. ジェンダー、性役割、同性間での多様な差別についての観点の明記
- d. 大学が防止するセクシュアル・ハラスメ

ントには、セクシュアリティにかかわる扶養での「性的言動」だけではなく、固定的な性役割を当然視したり、ステレオタイプのジエンダー・ハラスメントなどの、いわゆるジエンダー・ハラスメントも含まれるべきである。(人事院規則でも同様にジエンダー・ハラスメントを含めてセクシュアル・ハラスメントを広くとらえている)。また、セクシュアル・ハラスメントでは、男性が加害者、女性が被害者になることがあるが、女性から男性へのセクシユアル・ハラスメント、同性間でのセクシユアル・ハラスメントもありうることを明示し、そのような被害からの教済も広くはかれるようになることが必要である。

e. セクシュアル・ハラスメントの認定に関しては被害者の判断を基準とする点の明記

セクシュアル・ハラスメントでは、被害者・加害者の事態の認知が一致していることはむしろ稀である。被害者はセクシュアル・ハラスメントを受けたと認知し、深く傷ついているのに、加害者のほうは、セクシユアル・ハラスメントの意図はなかつた、悪気はなかった、と申し開きするのはよくあることである。

セクシュアル・ハラスメントの認定は、ケースの具体的な事情によって決定されねばならないのはもちろんだが、その際、被害者の受けとめ方・判断が基準にならねばならない。加害者の意図は、判定を決するファクターにはなるべきでない。

というのは、(1) 悪意がまったくともセクシュアル・ハラスメントになりうる。

例えば性関係を強要するような非常に悪質で深刻なセクシュアル・ハラスメントで

あつても、加害者側は「相手を愛していたからであつてハラスメントではない」と反論しうる。しかし、恋愛のつもりであろうが悪意からであらうが、被害者にしてみれば、自分にとつて単位や指導を左右する力をもつ教師からの要求であれば、かかってくる圧力に変わりはなく(悪意からのものより断りにくく、むしろより大きな圧力となる)、被害者の学習環境を悪化させ、学生権利を侵すことになる。

(2) 加害者の意図を斟酌するのは、被害者の受けとめ方・感じ方を責めることになりかねない。

例えば授業中に不快な性的な冗談を言うなどの比較的「軽度」のセクシュアル・ハラスメントであつても、「教師が学生を楽しませるために言ったのであって悪意はないかった」などが「免責」理由になるとすれば、不快感を感じている被害者に対して、「楽しませようとした冗談なのに、その意図が理解できず不快感を感じるほうが悪い」と被害者の側に落ち度があるかのよう判断になりかねない。

なお、「被害者の判断の重視」は、大学は被害者の訴えをそのまま全面的に信じなければならないとか、被害者の訴えだけで即ちセクシュアル・ハラスメントと認定されるべきであるとかといふことではない。問題解決にあたつては、両者の言い分や状況・事情など、事実の十分な調査がなされねばならないことはいうまでもない。

2. 相談

a. 相談窓口業務の明記

被害者の訴えの傾聴と受容、取り得る救済方法の説明と被害者の意思決定の援助

にしつかりと耳を傾け受容すること、取り得る救済方法を具体的に説明し、その中から被害者がいざれかの方法を自ら選択できるように援助すること、被害者の希望に応じてカウンセラーなど他の専門家を紹介することがある。それらが明記されていることである。

その中で被害者が採るべき最初の手段の留意点として、次のようなことが考えられる。①加害者にその性的言動が不快だと思っていることを伝えること(このことは多くの場合、非常に困難であり、かえつて被害者が批判されることもあるが、その場合にはも被害者は決して責められるべきではないことを伝える)、②被害者の詳細な記録等を取っておくこと(日記、録音等)、③もし話せる同僚や友人がいれば訴えておくこと(後に互いになつてもらう場合も考慮して)等を、伝える。さらに解決の方法として、たとえば①相談員に話すだけの場合、②加害者への意志表示、③調停、④苦情申立等があることを説明する。(これらは個々の問題に対する判断能力を養う)(国際基督教大学)。

具体的例としては、「相談窓口の相談員は、～学外の専門家で構成され～」「相談員は必ず女性・男性で構成されなければなりません」「相談員に必要な研修、トレーニングを実施しなければなりません」(東邦学園短期大学)。「人権相談員は研修により、相談者へのカウンセリング能力、および個々の問題に対する判断能力を養う」(国際基督教大学)。

c. 被害者本位の窓口設置

複数の窓口の選択可能性、第三者の相談可能性、匿名での相談可能性の明示

被害者が安心して相談できるためには、複数の窓口が示されており、その中から相談しやすい窓口が選択できることが重要である。それでも、相談することが難しいと感じる被害者のために、事情を知る第三者が相談できることや匿名での相談の可能性が示されていることが望ましい。これらのうち半數程度明記されれば合格である。具体的例としては、「相談を希望する学

両性からなること、研修を受けていること、外部の専門家を含むなど

相談の過程で被害者を二次的に傷つけることなく話を聞き、適切に対処できるためには、相談員は以下のようなメンバーで構成されていることが望ましい。

まず第一にセクシュアル・ハラスメントについての相談は、異性の相談員では難しい場合が多いため、同性の相談員を配置する。男性の被害者もあり得ることから、相談員には男女双方を含める。第二に、相談を受けるには、相談員は人情問題や被害者の心理についての基礎知識及び話の聴き方に基礎的な研修を受けている。第三に、外部の専門家が含まれていることが重要である。

具体的例としては、「相談窓口の相談員は、～学外の専門家で構成され～」「相談員は必ず女性・男性で構成されなければなりません」「相談員に必要な研修、トレーニングを実施しなければなりません」(東邦学園短期大学)。「人権相談員は研修により、相談者へのカウンセリング能力、および個々の問題に対する判断能力を養う」(国際基督教大学)。

生・教職員は、相談しやすい相談員に直接連絡をとります」「直接間接の被害を受けた学生・教職員に限らず、その学生や教職員から相談を受けた学生・教職員も相談することができます」(東邦学園短期大学)。

d. 相談と紛争処理の機能の分離
相談と紛争処理の機能が分離していることは、被害者が安心して相談できるためには必要である。なぜなら、相談員が調査委員会など粉飾処理に開かれたる委員を兼ねることになると、被害者は、相談員に話したことが粉飾処理の過程で自分に不利な形で使われるかもしないという不安を抱くことになるからである。相談員はあくまで被害者の側にたって話を聞くことができる立場を保証されている必要がある。

具体例としては、「人権相談員の中から選任される委員は、原則として当該問題の相談担当者以外の者とする。これは、カウンセリングと調査の役割を明確に区別しておこなうためである」(国際基督教大学)。「相談員は、防止・対策委員会及び調査委員会の委員を兼務してはならない」(大分大学)。

e. 受談者のプライバシーの保護と相談内容の守秘義務、相談業務の記録の適切な管理
誰がどのような内容で相談に訪れたかについては、徹底して秘密が守られることが保証されなければならない。相談員は、来訪者が、正規の手続きによる紛争処理を希望する場合のみ、紛争処理にあたる機関ないし人に必要事項を報告する。一方で、プライバシーに配慮しながら、相談窓口では相談内容を記録し、適切に管理しておかなければならぬ。相談員の交代があつても、記録が蓄積され、必要な際には参照で

きることも重要である。

3. 紛争処理、救済

る。さらにそれぞれの任務の決定に関してもその決定責任者とその範囲を明示し、決定までの流れを明確にすることが重要である。

実際の委員会の機構としては、(1)、(2)、(5)、(6)、(7)のためにセクシアル・ハラスメント防止対策委員会、人権委員会等の名前をもつ、中心となる委員会を設置し、常設させることが望ましい。さらに(4)のために調停委員会(ひ参照)、(3)ならびに状況によっては(5)のために調査委員会(c 参照)などを設置するか、あるいは中心となる委員会がこれら必要とされる委員会から選出して設置し、それぞれの任務を委託することが必要である。また、中心となる委員会はその経過を常に把握することが必要である。

これらの委員会の委員には、両性が含まれ、また、研修を重ね、人権や性差別の問題、さらには被害者や加害者の心理に精通したものがあたるようにならねばならない。また、必要に応じて、外部の専門家に業務を委託したり、相談するところが望ましい。

b. 調停機能(調査に移行する前の当事者間での解決)とその手続きの公正さの保証
被害者の要望などにより、相談事項が調査委員会にかけられ、関係者の証言尋問を経るという紛争解決の手順を取る前の段階で、当事者間での話し合いによる解決を望む場合を考えし、調停の手続きが示されていることが望ましい。そのためには調停委員会等を設けること、さらに、調停手続きの公正さを図り、被害者に対する抑圧や被害者との揉み消しができないようにするためには、調停委員の交替、調停の打ち切り等の可能性が示されることが望ましい。

- c. 調査委員会の独立性、中立性、公正性の保証
公正な調査を保証するシステム 加害者の所属部局からの独立性
調査委員会は、相談受け付けとは別個に、常設されるか、あるいは必要に応じて設置されることが必要である。調査委員会は、被害者が大学に対して何らかの措置をとるように求める苦情申立てをしたとき、当事者間の言い分が異なるとき、また、被害の状況が苛酷で敷衍、制裁及び環境改善のための措置が必要と判断されたとき、事実関係の調査のために召集され、当事者及びその関係者から事情を収する役割を担う。事情聴取に関する権限、プライバシーの保護を重視することはが重要である。その調査の結果は、調査委員会でまとめられ、それらを統括する委員会に報告され、対処を検討することになる。
- d. 手続き上の公正さの保証
結果の公表、迅速な処理(期間限定)、不履申立て
調査委員会による調査の手続きは、公

正で迅速なものでなければならない。そのためには、調査期間の期限を定めておくことにより、無期限に調査が継続し、結論が出ないままに放置されるようになる。当事者のプライバシーに配慮しつつも、何らかの形で結果を公表することを定め、調査結果に対する不服申し立ての機会を用意しておくことも必要である。

例として、「人権侵害調査委員会は、相談者および被害を受けた学生・教職員の同意を得た上で調査を開始し、委員会設置の日から2カ月以内に調査を終了し

て、調査結果をただちに文書で学長に報告しなければなりません。報告を受けた学長は、ただちに人権問題委員会に処置についての意見を求めるべきではありません」、「処置が決定したら、学長または学長によって指名された適切な人が、ただちに被害者に報告しなければなりません。被害者は処分および処置内容について教授会および職員会議に報告しなければなりません。相談への対応がすべて終了し、学長が、内容が重大であり必要であると判断した場合には、関係者のプライバシーを尊重しごくごく簡単に、事実の経過および処置について学内に公表するものとします」(東邦学園短期大学)。「調査結果と措置については、常務委員会の判断に基づき、原則として、関係各部署の会議において報告する」(神戸女学院)。

- ⑨. 被害者への適切な対応の明記
緊急避難的措置 紛争処理中の被害者への適切なフィードバック、被害ケア (治療費等の費用負担を含む)

調査委員会による調査などの対応が進行している間に、被害を申し立てた者が放置され、不利益が生じることのないように、適切な対応をすることが必要である。具体的には、取得単位や代替えの授業、指導教官の交替、休職・休学扱い等の保証などの「緊急避難的措置」をとる用意があることを明記すること、また、被害者に調査等の進行状況を逐次知らせることが、被害者の精神的安定に必須のことである。加えて被害者の心理的なケアも大学の(費用負担も含めた)責任において、委員会の結論が出る以前にも行うようにならなければならない。

さらに、当然のことであるが、被害を申し立てたことによって、あるいは申し立てしたこと自体をもって、被害者に関する中傷や嫌がらせの増加・発生を防ぐ措置を、調査期間中から講じる必要がある。

⑩. 加害者への適正な処分規定 (研修の義務づけを含む)
調査の結果、決定される対処の内容には、助言や斡旋のみにとどまらず、場合によつては加害者の懲戒免職を含む処分もありうることが書かれていることが望ましい。また、加害者に対する処分としては、警告や注意、配置替え、懲戒などだけでなく、再び過ちを繰りかえさないために研修などを受けることを義務づけることが望ましい。

例えば、「所定の手続きを経て処分が確定した加害者とされた者は、再発防止ための教育・研修を受け、セクシュアル・ハラスメントなどの人権問題についての認識を深めて、再発防止につとめなければなりません」(東邦学園短期大学)。

- ⑪. 周知徹底のための啓発活動
セクシュアル・ハラスメント問題の特質とそれに対する大学としての取り組みを周知徹底させるための何らかの啓発活動(リーフレット、学生便覧、教職員向け服務規程、新入生・新人教職員向けオリエンテーションなど)が明記されていること。

(実質的内容としては、セクシュアル・ハラスメント問題の特質、被害者にならないうための心得、被害を受けたときの対処方法、大学の取り組み等があげられる。また、これらはリーフレットの重要な部分となる)。

- b. 研修の機会づけ
あらゆるレベルの構成員全体への継続性を持たせた研修

相談窓口業務に関わるもの(相談員等)、相談窓口業務に関わるもの(調査委員等)、相談窓口業務に関わるもの(調査委員等)、相談窓口業務に明記されている相談員、一般教職員、学生等さまざまなレベルでの研修プログラムが明記されていること。とりわけ、被害者に直接関わる相談員、調査員等にに関しては、セクシュアル・ハラスメント問題の特質や被害者ケアに関する専門的知識を含んだ研修を義務づけることが望ましい。また、研修方法も、1回限りの「注意」程度のものではなく、参加型ワークショップ等が含まれた継続的なものが望ましい。

- *カリキュラムの中での人権教育の取り組み
既に人権教育のカリキュラムが存在する大学ではガイドラインに明記する必要がないことなし、チェック項目からは外した。セクシュアル・ハラスメント予防の観点から、カリキュラム上でもジェンダー教育、セクシュアリティ教育、あらゆる差別防止結果として被害者の望まない状況をつくつ

教育等を含む、人権教育への配慮がなされることは望ましい。

5. 全体に関わること

○. 責任の所在を明らかにすること(防止、対応、決定などの過程における)
防止、対応、決定などの全體にわたって、学長、理事長等(国立大と私立では非常に異なる)が大学の運営、教学面の管理責任者として、すべての最終責任を取ることを明示する。さらに、これらは防止、対応、決定のそれぞれの過程において、どの委員会、あるいはその長がどのような責任をとるのかが、ガイドラインの中で明示されていることが必要である。とくに、学長の管理責任に関して、ガイドラインの中で、「学長は委員会を招集する」「統括をする」「委員会を任命する」などと述べられていても、それだけではどのような責任が問われているのか不明の場合が多い。また、責任の所在を明確にするためには、防止対応の仕組みが明確になっている必要がある。どう責任をとつたらよいのかまったく不明という仕組みや、各委員会の構造は、「責任の所在を明確にする」以前の問題である。

b. 被害者の主体性と意思の尊重

どのようなアクションをとるにしても、被害者の主体性と意思の尊重、つまり被害者がどのように考えているのか、何を欲しているのかを確認しながら行うことが脚記されていることが必要である。往々にして、相談を受けた側が被害者の話を聞いて、被害者のためを思うあまり(！？！)暴走・奔走してしまい、結果として被害者の望まない状況をつくつ

てしまう危険があるので、つねに主体は被害者であることが確認されなければならぬい。

c. プライバシーの保護と守秘義務
すべての過程において、関係者のプライバシーが保護されることを明示することが必要である。また、役目がら知り得たことに関しても完全に秘密にするという守秘義務が、相談員やそれぞれの委員に譲せられることが、ガイドラインに明記されるべきである。さらに、加害者も、「確定無罪」の原則が適応されることなども含めた人権侵害の防止の策が取られることが明示されることが必要である。

d. 手続きに觸わった人すべてに対する二次被害の防止
手続きに觸わった人すべてに対する二次被害を防止する態度が明確に記載されていることが必要である。相談員、調査委員会委員などが調停や調査を実施する過程において、さまざまな嫌がらせやセクシアルハラスメントの対象となつたり、被害者が再度バッシングを受けるなど、解決に向けての動きの中で、二次被害ができる可能性を認識し、その防止に対して毅然とした態度でのぞむ決意が明記されていることが重要である。防止のための方策が練られているともつとよい。

例として、「セクシアル・ハラスメントの手続に觸れた人すべてに対する二次被害の防止」には、相談や調停、苦情申し立て、事情聴取におけるセクシアルハラスメントの防止策が明記されている。防止策の仕組みがうまく機能しているかどうか、そのチェックを定期的におこなう必要がある。

それゆえにガイドラインには、定期的に検討して、状況に合わせて改善していくことが明記されていなければならない。

とを厳しく禁じます。もし、報復行為がなされた場合には、大学として、ただちに必要な措置をとります。また、申し立てられた者以外の者が、申し立てをした者に、何らかの差別的・不利益的な取扱いや、いやがらせなどをしたときも同様に対処します」(大分大学)。

e. 虚偽の申し立ての禁止

被害者が故意に事件を捏造した場合には、虚偽の申し立てをしたとして、処罰の対象となることが明記されていること。この項目があることで、まずは第一義的に被害者の申し立てを信じることから出発し、被害者の立場にたって相談にのつていくことができる。

例として、「セクシアル・ハラスメントの相談・調停・苦情申し立て・事情聴取における虚偽の申し立てや証言をした者は、学則により処分されます」(大分大学)。

f. 見直し規定の明記

一度できたガイドラインや規則は、往々にしてそのまま存続していくことが多い。さらに、ガイドラインを作成したことで防止策が完備したと勘違いして、セクシアルハラスメント防止はもう終わつたこととして取り扱われることも多い。防止策の仕組みがうまく機能しているかどうか、そのチェックを定期的におこなう必要がある。

例として、「セクシアル・ハラスメントの手続に触れた人すべてに対する二次被害の防止」には、定期的に検討して、状況に合わせて改善していくことが明記されている。防止策の仕組みがうまく機能しているかどうか、そのチェックを定期的におこなう必要がある。

それゆえにガイドラインには、定期的に検討して、状況に合わせて改善していくことが明記されていなければならない。